



一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくことになります。

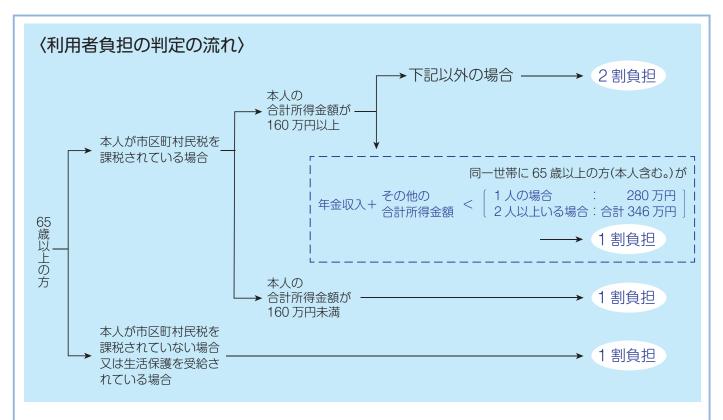
② 2割負担になるのはどういう人ですか?

4 65 歳以上の方で、合計所得金額*1 が 160 万円以上の方です (単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)*2。

ただし、合計所得金額*1が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯*3で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額*4」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

- ※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
- ※2 これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%(全国平均)に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。
- ※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



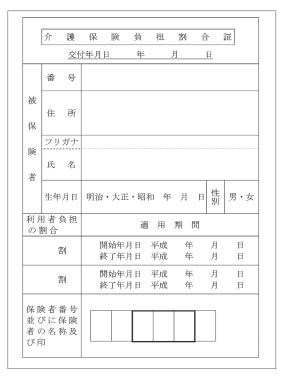


- 💽 いつから2割になるのですか?
- A **平成 27 年 8 月 1 日以降**にサービスをご利用されたときからです。
- ① 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか?

○ 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧下さい。

- ごうやって自分の負担割合を知ることができるのですか?
- A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年 6~7月頃に、利用者負担が1割の方も2 割の方も、市区町村から負担割合が記され た証(負担割合証)が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。



※負担割合証はイメージです。

